飯塚市オレンジカフェ設置事業助成金交付要綱

平成27年3月31日

飯塚市告示第104号

改正　R4-110

改正　R6-51

改正　R8-91

（趣旨）

第1条　この告示は、認知症になっても、住みなれた地域で安心して生活を継続できるよう、また認知症の人の家族の介護負担を軽減するため、認知症状の悪化防止、相互交流、情報交換等を行う団体が取り組むオレンジカフェ設置事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、飯塚市補助金等交付規則（平成18年飯塚市規則第54号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条　この告示において「オレンジカフェ」とは、認知症の人及びその家族、地域住民、専門職等の誰もが気軽に集い、認知症状の悪化防止、相互交流、情報交換等を目的として参加できる活動拠点であり、次の各号に定める要件を全て満たすものをいう。

(1)　市内に10人以上が活動できるスペース（拠点）があること。

(2)　年間を通じて計画的に運営し、かつ、原則として月1回以上実施すること。

(3)　1回の開催時間が2時間以上であること。

(4)　実施の際には参加者の構成及び人数を記録し実施内容を評価すること。

(5)　宗教的活動、政治的活動及び営利を目的とした事業ではないこと。

(6)　国、地方公共団体又は民間からの制度的補助等を受けていないこと。

(7)　飲食物を提供する場合は、保健所の指導に基づいた衛生管理が行われていること。

(8)　法令及び公序良俗に反しない内容であること。

（経費）

第3条　助成金の交付となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、前条に規定するオレンジカフェの実施に直接必要な経費のうち別表に掲げるものとする。ただし、次の各号に掲げるものは、交付対象経費としない。

(1)　特定の個人が所有し、又は占有する物品の購入に要する経費

(2)　交付対象団体の構成員による会合の飲食費

(3)　その他市長が適当でないと認める経費

(助成金の額)

第4条　助成金の額は、次の各号に掲げる第5条に規定する助成事業者(以下第1号及び第2号において、「助成事業者」という。)の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 認知症サポーター養成講座にてステップアップ研修を受けた認知症サポーター及び認知症の人(以下次号において、「認知症サポーター等」という)を構成員に含む助成事業者　8千円に事業実施月数を乗じて得た額とし、事業に要する交付対象経費の合計額から収入金額を控除した額を限度として、予算の範囲内で助成する額

(2) 認知症サポーター等を構成員に含まない助成事業者　5千円に事業実施月数を乗じて得た額とし、事業に要する交付対象経費の合計額から収入金額を控除した額を限度として、予算の範囲内で助成する額

2　前項各号の規定に基づき助成金の額を算定する場合において、当該算定して得た額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(対象)

第5条　助成の対象となる事業者(以下「助成事業者」という。)は、本市においてオレンジカフェを実施する団体とする。

2　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、補助金の交付の対象としない。

(1)　暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この条において「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(2)　暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(3)　暴力団員が役員となっている者

(4)　暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者

(交付申請)

第6条　助成事業者は、当該年度のうちオレンジカフェを設置する初日までに、申請書に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(審査)

第7条　市長は前条の規定により提出された申請書を受理したときは、交付の適否及び助成金の額について審査するものとする。

(交付決定)

第8条　市長は、審査の上適当と認めたときは、助成金の交付を決定し、助成事業者

に通知するものとする。

（事業の変更等）

第9条　助成金の交付の決定を受けたものは、事業の内容又は経費の変更（軽微な変更を除く。）を必要とする場合は、市長に変更内容を報告し、承認を受けなければならない。

（実績報告）

第10条　助成金の交付決定の通知を受けた助成事業者は、助成金の交付決定日の属する年度の3月31日までに、実績報告書に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第11条　市長は、前条による実績報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査等により、その報告に係る成果が交付決定の内容及び条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成事業者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第12条　前条の規定による通知を受けた助成事業者から適正な請求書により請求があった場合には、市は請求のあった日から30日以内に助成事業者に対し請求額を支払わなければならない。

（助成金の返還）

第13条　市長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は返還を命ずることができる。

(1)　交付決定に付した条件に違反したとき。

(2)　書類の記載事項が事実と相違するとき。

(3)　前2号のほか不正の事実が認められるとき。

（関係書類の整理等）

第14条　助成事業者は、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿その他関係書類を整理し、当該助成事業完了の日の属する会計年度終了後5年間保管しておかなければならない。

（補則）

第15条　この告示に定めるもののほか、様式その他必要な事項は、別に定める。

別表　交付対象経費（第3条関係）

補助対象経費	内容
報償費	外部講師への謝金、カフェ運営のために参加しているスタッフへの報償費
消耗品費	喫茶用品、事務用品、資料等の物品購入費
印刷製本費	チラシ、ポスター、冊子その他の印刷物の作成経費
役務費	切手・はがき代、通信料、各種手数料、各種保険料等の役務費
使用料及び賃借料	オレンジカフェ実施時の会場等使用料又は賃借料
その他	送迎のための経費

附　則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附　則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附　則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附　則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。